

アダム・スミスとトマス・ホッブズ

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘

「法学とは、国々の統治 civil government がそれによって導かれるべき諸規則についての理論のことである。／それはさまざまな国のさまざまな統治体制の基礎を示し、さらに、それらがどこまで理性にもとづいているかを示すことを目指している」(水田洋ほか訳『アダム・スミス 法学講義1762～1763』[名古屋大学出版会, 2012] 1頁)。これは数ある法学の定義の中で私の関心を最も深く抉るものである。アダム・スミス(1723-1790年)はこの法学講義録の中で政府の関心事項として①所有の安全保障としての正義(justice), ②生活行政(police), ③国家収入, ④国家の安全保障を挙げている。このような広義の《政治》(それは③の主題である経済を含む)を《法》がどのようにして方向づけるかというスミス「法学」(jurisprudence)の課題は、統治の構築という動態における法のあり方を探求する開発法学(Law and Development)の中心課題にはかならない。とはいえ、法が政治をコントロールすることなどできるのか。アフガニスタン、イラク、エジプト、リビア、シリア…最近の状況はかなり悲観的に見える。もっとも、政治闘争が絶えなかったことはスミスの時代も違いはない。ここでスミスが見極めようとしているのが、先の引用も示唆する理性(reason)の力である。それは法が政治と対立した究極の場面で持ちうる力の源泉である。この点でスミスがもう1つの法学講義ノート(1763-1764年?)の中で言及するグロティウスとホッブズの影響が注目される(水田洋訳『法学講義』[岩波文庫, 2005] 17-22頁。なお、同書514頁も参照)。このうちホッブズは人民の服従の信約によって統治権力を獲得した政府すらも拘束する法の根源を理性に求めた(松尾弘「開発法学のフロンティア(4)」法学セミナー714号[2014] 64頁参照)。

ところで、東京大学経済学図書館・経済学部資料室は新渡戸稲造の寄贈(1920年)を基礎にしたアダム・スミス文庫を所蔵し、相当部分をデジタル化して公開している(<https://opac.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/> 詳細検索, 文庫区分: アダム・スミス文庫)。その中にホッブズの著作, ① *Leviathan*, 1651, ② *The moral and political works of Thomas Hobbes of Malmesbury*, 1750がある。②は『法学原理』(1640年)も含んでいる。両者はスミスの蔵書中3点確認されているホッブズの著作(もう1点は、エディンバラ大学が所蔵する③ *Elementa philosophica de cive*, 1669)中の2点である(スミス存命中1761年に作成された蔵書目録には①・③が、J・ボナールが1894年に編集したカタログには②・③が記載されている)。①・②の何れにもその一部に集中的な書き込みや下線があり、スミスの手になるか未解明であるが、その点も含めてアダム・スミス文庫の書誌情報を収集・分析・編集する作業が進んでいる。『道徳感情論』(初版1759年, 最終第6版1790年)では正邪判断の源泉としてのホッブズの理性説が詳細に吟味されているが、法学講義ノート(1762-1764年), 『国富論』(1776年)等も併せ、スミスがその理論形成に際し、政府権力を方向付ける法の力の究極の根源として“reason”をどのように捉え、展開したかをフォローすることは、政治をコントロールできる法とその条件がどのようなものたりうるかを究明するためのヒントを提供するに思われる。そうした地道な作業を支えるツールとして、スミス文庫の書誌情報を整理することには少なからぬ意義があると思われる。